

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

石巻市長 殿

届出者  
住所  
氏名  
連絡先

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
  
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

当初申請

	届出の部分	届出以外の部分	合 計
(i)敷地面積			m <sup>2</sup>
(ii)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
(iii)延べ面積	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )
(iv)高さ 地盤面から メートル	(v) 用 途		
	(vi) 垣又はさくの構造		

変更後

	届出の部分	届出以外の部分	合 計
(i)敷地面積			m <sup>2</sup>
(ii)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
(iii)延べ面積	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )
(iv)高さ 地盤面から メートル	(v) 用 途		
	(vi) 垣又はさくの構造		

## 添付書類について

### 建築物の建築、工作物の建設、垣又はさくの建設の添付書類

行為の種類	図書
建築物の建築、工作物の建設	位置図のほか、下記図面のうち変更に伴い届出が必要となる図面 配置図 建築物又は工作物の立面図 各階の平面図 敷地及び建築物の求積図 工作物の詳細図
垣又はさくの建設	位置図 ※のほか、下記図面のうち変更に伴い届出が必要となる図面 配置図 ※ 立面図及び断面図 ・フェンス及び鉄柵その他これらに類するものは、透視可能であること。透視可能か否か確認できる図若しくはカタログの写しを添付すること。  ※ 建築物の建築及び工作物の建設と同一の届出の場合は、位置図、配置図を省くことができる。

※ 届出をおこなう際は、届出書及び添付書類を各2部提出してください。